報告第22号

## 事務事業の調整について

下記業務の調整について別紙のとおり報告する。

業	務	名
・企画業務		・保健衛生業務
・消防防災防犯業務		・下水道業務
・税務業務		・農業集落排水業務
・生活環境業務		・上水道業務
・交通業務		・工業用水道業務
・高齢者福祉業務		・学校教育業務
・病院業務		・生涯学習業務

平成17年8月8日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会 長 磯 良 史

<u>報古書</u> 部会名	総務・企画	分科会名	企画 業務 企画		
項目番号	項目	名	調整方針		
1		п	【19 慣行の取扱い】		
2			【19 慣行の取扱い】		
3	市町の木・花・鳥		【19 慣行の取扱い】		
4	市町の歌		【19 慣行の取扱い】		
5	宣言等		【19 慣行の取扱い】		
6	行政組織		【13 組織及び機構の取扱い】		
7	総合計画				
7 - 1	構想・計画		合併後新市において新たに策定する		
7 - 2	附属機関		総合計画審議会については合併時に統一する		
8	庁議		合併時に新たに設置する		
9	政策調整会議		合併時に笠間市の制度を基本に設置する		
1 0	事務改善委員会		合併時までに廃止する		
1 1	笠間市開発計画策	定委員会	合併時に笠間市の制度を基本に設置する		
12	企画員		組織 , 機構の編成に併せて検討する		
13	行政改革				
13-1	大綱・計画		合併後新市において新たに策定する		
13-2	附属機関等		行政改革推進組織については合併時に統一す		
			3		
14	代替地登録		合併時に現行の制度を統一し新市に引き継く		
15	国土利用計画		当面は笠間市の現計画を新市に引き継ぎ,新		
1.0	土地利田		市において調査検討を行い,新たに策定する		
16	土地利用		現況比較のみ		
1 7			現行のとおり新市に引き継ぐ 合併時までに調整する		
1 9	国際交流・姉妹都	古笙			
2 0		다 			
20-1			推進条例及び事業については合併時に笠間で		
201			の制度を基本に再編する		
			計画については合併後新市において新たに		
			定する		
20-2	附属機関等		合併時に笠間市の制度を基本に再編する		
2 1	コミュニティ関係	事業	合併時に友部町の制度を基本に統一する		
2 2	住民参画,人材育成	<b></b>			
22-1	まちづくり教室		現行のとおりとする		
22-2	友部学・かさまをよ	くする市民	会議 合併後,笠間市及び友部町の制度を基本に		
			編する		
22-3	ふるさと人材育成	事業	合併時に笠間市の制度を基本に統一する		

	一般住民研修事業助成事業	
22-4	まちづくり出前講座	合併時に友部町の制度を基本に統一する
22-5	パブリックコメント	合併時に友部町の制度を基本に統一する
23	関係協議会等	
23-1	水戸地方広域市町村圏協議会	【14 一部事務組合等の取扱い】
23-2	水戸地方拠点都市地域整備推進協	合併の前日をもって脱退し , 合併時に新市で
	議会	新たに加入する
23-3	茨城県バス対策地域協議会	現行のとおりとする
23-4	茨城県常磐線複々線化促進期成会	現行のとおりとする
23-5	水戸線複線化促進期成同盟会	現行のとおりとする
23-6	県北水資源開発促進協議会	現行のとおりとする
23-7	霞ヶ浦導水事業建設促進協議会	現行のとおりとする
23-8	全国森林レクリエーション協会	現行のとおりとする
23-9	北関東新潟地域連携軸推進研究会	現行のとおりとする
23-10	茨城県首都機能移転促進協議会	現行のとおりとする
23-11	地域交流センター	現行のとおりとする
23-12	北関東自動車道沿線有志市町村首	現行のとおりとする
	長懇談会	
23-13	2 1 世紀FIT構想	合併の前日をもって脱退し,合併時に新市で
		新たに加入する
23-14	大好きいばらき県民会議	現行のとおりとする
23-15	流通業務市街地整備連絡協議会	平成16年度に脱退
23-16	グリーンふるさと振興機構	現行のとおりとし、新市において旧笠間市の
		区域のみ加入する
24	その他の事業等	
24-1	先端総合流通センター整備事業【県	現行のとおり新市に引き継ぐ
	事業】	
24-2	緊急雇用創出事業【県基金事業】	平成16年度で終了
24-3	市(町)勢要覧	合併後新市において新たに発行する
24-4	フィルムコミッション	合併後,笠間市の制度を基本に再編する
24-5	空き家・空き店舗登録制度	合併後 , 新市において笠間市の制度を再考し
		検討する
24-6	稲田・福原駅乗車券類簡易委託販売	現行のとおり新市に引き継ぐ
	業務	
24-7	北関東自動車道拠点整備	現行のとおり新市に引き継ぐ
24-8	ふるさと融資制度	合併時に笠間市の制度に統一する
2 5	負担金・補助金【団体】	
25-1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
25-2	補助金	【17 補助金, 交付金等の取扱い】
-		

取 古 香	総務・企画	公利本々	、出了古了古 <<  、	, I	業	寂	治际院综合	
部会名	1110/1711 上四	分科会名	消防防災防犯	ن 	未	175	消防防災防犯	
項目番号	項目名				調整	方針		
1	防災会議・計画							
1 - 1	防災計画		合併後直ちに	策定す	る。			
1 - 2	附属機関(防災会詞	義)	合併時に新た	に設置	する。	,		
2	防災体制		合併時に新た	に設置	する。	,		
3	防災行政無線		5 財産の取扱い(一部)					
			現行のとおり	新市に	引き約	継ぎ	,管理方法等について	
			は , 現行を再	騙し合	'併時	に統一	ーする。	
4	県防災情報システム	4	現行のとおり	とする	0			
5	災害時の連絡協定		現行を基本と	:し ,新た	たに新	「市に	こおいて関係団体と調	
			整する。					
6	防災訓練		継続して実施					
7	避難場所等		防災計画の策	定にあ	わせ	て再約	偏する。	
8	防災ヘリコプター		現行のとおり	しとする	0			
9	自主防災組織		現行のとおり	), 新市	に引き	き継	<b>&lt;</b> `。	
1 0	原子力防災							
10-1	通報連絡協定		合併後も引き続き協定する。					
10-2	関係協議会		合併後も引き続き加入する。					
1 1	消防団	〕団						
11-1	組織						合団方式とし , 概ね 2	
			年を目途に統合するよう調整を図る。		を図る。			
11-2	定員		上記と同様					
11-3	資格		笠間市の制度					
11-4	報酬及び費用弁償		【11 特別職の職員の身分の取扱い】		の取扱い】			
11-5	ほう賞・表彰			取扱い	_			
11-6	退職報償金		現行のとおり		-			
11-7	附属機関		合併時に新た		-			
11-8	被服貸与		当面は現行のとおりとし , 随時統一する。		時統一する。			
11-9	公務災害補償(消除	方賞じゅつ	現行のとおり	とする	0			
	金) ————————————————————————————————————			<u> </u>				
11-10			現行のとおりとする。					
11-11			【5 財産の取扱い】					
11-12				取扱い				
11-13			現行のとおり		-	<u> </u>		
11-14		出初式		おいて		-		
11-15			合併後新市に			-		
11-16			合併後新市に			-		
11-17	ポンプ車操法大会		合併後新市に	おいて	調整	する。	,	

|--|

11-18	退職分団長研修参加助成	【17 補助金, 交付金等の取扱い】
1 2	常備消防	【14 一部事務組合等の取扱い】
1 3	危険物施設関係事務等	【14 一部事務組合等の取扱い】
14	防犯	
14-1	防犯連絡員制度	【16 公共的団体等の取扱い】
		【17 補助金, 交付金の取扱い】
14-2	防犯推進活動	
14-2-1	町内巡回パトロール	防犯連絡員によるものについては ,防犯連絡協議
		会の統合にあわせて調整する。
		自警団 ,個人ボランティアに対する支援( 直接分 )
		については , 合併時に統一する。
		役場職員によるパトロールは ,現行を再編し継続
		する。
14-2-2	笠間地区防犯協会	【16 公共的団体等の取扱い】
14-2-3	市民会議	_
14-2-4	宣言	【19 慣行の取扱い】
14-3	防犯街路灯	合併時に笠間市の制度を基本に統一し ,既存の防犯
		灯については合併後順次整理をおこなう。
15	負担金・補助金【団体】	
15-1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
15-2	補助金	【17 補助金, 交付金等の取扱い】

報告書				
部会名	住民・環境 分科会名 税務	業務名 税務		
項目番号	項目名	調整方針		
1	市町民税			
1 - 1	納税義務者	現行のとおりとする。		
1 - 2	税率	現行のとおりとする。		
1 - 3	非課税基準	現行のとおりとする。		
1 - 4	農業所得	現行のとおりとする。		
1 - 5	公示送達	現行のとおりとする。		
1 - 6	申告の方法	新市において実施方法について調整する。		
1 - 7	減免	3 市町の制度を基本に再編し,合併時に新たに		
		創設する。		
1 - 8	納期の設定	【9 地方税の取扱い】		
1 - 9	無申告者の取扱い	現行のとおりとする。		
1 - 1 0	賦課	現行のとおりとする。		
1 - 1 1	電算システム	合併時に統一する。		
2	法人市町民税			
2 - 1	納税義務者	現行のとおりとする。		
2 - 2	税率	【9 地方税の取扱い】		
2 - 3	設立,変更,廃止等届及び申告書	保存年限については、文書管理規程を鑑みなが		
	保管	ら法令等を精査し, 合併時に統一する。		
2 - 4	減免,非課税の取扱い	現行のとおりとする。		
3	固定資産税			
3 - 1	納税義務者	現行のとおりとする。		
3 - 2	税率	笠間市の制度を基本に再編し,合併時に新たに		
		創設する。		
3 - 3	課税標準	現行のとおりとする。		
3 - 4	評価方式	現行のとおりとする。		
3 - 5	地籍図	組織機構の構築と同時に配備及び取扱い等につ		
		いて合併時までに調整する。		
3 - 6	減免	3市町の制度を基本に再編し,合併時に新たに		
	<b>が光度</b> た	創設する。		
3 - 7	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	現行のとおりとする。		
3 - 8		現行のとおりとする。		
3 - 9		現行のとおりとする。		
3 - 1 0	電算システム	合併時に統一する。		
3 - 1 1	国有資産等所在地市町村交付金	現行のとおりとする。		
3 - 1 2	固定資産評価審査委員会	【11 特別職の職員の身分の取扱い】		
3 - 1 3	評価資料作成	合併時に統一する。		
3 - 1 4	土地鑑定評価業務	現行のとおりとする。		

15	催告書	3 市町の制度を基本に再編し,合併後,新たに
		創設する。
16	滞納整理	
16-1	滞納整理	3 市町の制度を基本に再編し,合併後,新たに
		創設する。
16-2	支援システム	合併時に統一する。
17	収納管理	合併時に統一する。
18	税証明等の手数料	【15 使用料 , 手数料等の取扱い】
19	負担金・補助金【団体】	
19-1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
19-2	補助金	【17 補助金,交付金等の取扱い】

部会名	住民・環境 分科会	名 環境	業務名 生活環境
1	環境啓発事業		現行のとおりとする。
2	環境衛生制度		現行のとおりとする。
3	環境基本計画		友部町の制度を基本に再編し,新たに創
			設する。
4	畜犬関係事業		現行のとおりとする。
5	公害対策		
5 - 1	雑草の除去		岩間町の制度を基本に再編し,合併時に
			新たに創設する。
5 - 2	水質管理		水質監視員については、友部町の制度を
			基本に再編し、合併時に新たに創設し、
			水質調査については,合併後調整する。
5 - 3	悪臭		現行のとおりとする。
5 - 4	騒音		現行のとおりとする。
5 - 5	振動		現行のとおりとする。
5 - 6	水質汚濁		現行のとおりとする。
5 - 7	大気汚染		現行のとおりとする。
5 - 8	土壤污染		現行のとおりとする。
5 - 9	協定等		現行のとおり新市に引き継ぐものとす
			<b>ర</b> .
6	残土条例		笠間市及び岩間町の制度を基本に再編
			し, 合併時に新たに創設する。
7	ごみの散乱に関する氛	¥例	3市町の制度を基本に再編し,合併時に
			新たに創設する。
8	し尿処理		【14 一部事務組合等の取扱い】
9	浄化槽設置事業		
9 - 1	交付基数		現行のとおりとする。

報告書		
9 - 2	補助金額等	【17 補助金,交付金等の取扱い】
1 0	害虫駆除	現行のとおりとする。
1 1	墓地等の経営許可等	現行のとおりとする。
1 2	環境基本条例	友部町の制度を基本に再編し,合併時に
		新たに創設する。
13	鳥獣関係	
13-1	鳥獣保護	現行のとおりとする。
13-2	有害鳥獣駆除	現行のとおりとする。
13-3	手数料	【15 使用料,手数料等の取扱い】
14	環境審議会	友部町の制度を基本に再編し,新たに創
		設する。
15	その他ごみ処理に係る施策	
15-1	エコショップ制度	現行のとおりとする。
15-2	不法投棄	笠間市の制度を基本に再編し,合併時に
		新たに創設する。
16	県立自然公園等	現況の標記のため調整方針は,なし。
17	ごみ処理	現行のとおりとする。
17-1	処理施設	現況の標記のため調整方針は,なし。
17-2	処理施設能力等	現況の標記のため調整方針は,なし。
17-3	中間処理施設	現況の標記のため調整方針は,なし。
17-4	最終処分	現況の標記のため調整方針は,なし。
17-5	分別方法	現行のとおりとする。
17-6	収集運搬体制	現行のとおりとする。
17-7	ごみ処理手数料等	【15 使用料 , 手数料等の取扱い】
18	ごみ減量に係る施策	現行のとおりとする。
19	一般廃棄物処理基本計画	現行のとおりとする。
2 0	基金条例	ごみ減量化基金条例については,合併時
		に統一する。
		福田地区地域振興整備基金条例及び友部
		町ふるさと生活環境整備基金条例につい
		ては , 現行のまま新市に引き継ぐ。
2 1	エコフロンティアかさま	現行のとおりとする。
21-1	協定等	現行のとおりとする。
21-2	監視委員会	現行のとおりとする。
21-3	福田地区地域振興事業	現行のとおりとする。
22	一般廃棄物処理業等許可申請手数料	友部町及び岩間町の制度を再編し,合併
		時に新たに創設する。
23	負担金等支出団体	【16 公共的団体等の取扱い】
		【17 補助金 , 交付金等の取扱い】

報告書								
部会名	住民・環境	分科会名	交通		業務名	交通		
1								
1 - 1		吕		今従の前	口仁成止	. 今世時に 新制度(禁問市な		
1 - 1	1 交通安全指導員			合併の前日に廃止し,合併時に,新制度(笠間市交) 通安全教育指導員等)を創設する。				
1 - 2	交通安全推進	員		合併の前	日をもって	て廃止する。		
1 - 3	県民交通災害			友部町の	制度を基準	本に再編し ,合併時に新たに創設		
			する。					
1 - 4	臨時運行許可			笠間市及	び友部町の	D制度を基本に再編し ,合併時に		
				新たに創設する。				
1 - 5	交通安全施設			現行のと	おりとする	3.		
1 - 6	交通安全運動							
1 - 6 -	1 交通安全教室			現行のと	おりとする	3.		
1 - 6 -	2 交通安全体験	教育事業		現行のと	おりとする	3.		
1 - 6 -	3 交通安全対策	協議会等		岩間町の	制度を基Ζ	本に再編し ,合併時に新たに創設		
				する。				
1 - 6 -	4 違法駐車防止			岩間町の	制度を基Ζ	本に再編し ,合併時に新たに創設		
				する。				
1 - 6 -	5 関係協議会等			【16	公共的団体	本等の取扱い】		
1 - 7	交通安全宣言			友部町の	制度に統一	ーする。		
2	負担金・補助	金【団体】						
2 - 1	負担金			【16	公共的団体	本等の取扱い】		
2 - 2	補助金			【17	補助金,3	交付金等の取扱い】		

部会名	保健・福祉	分科会名	高齢者福祉	業	務	高齡者福祉
項目番号				調	整方	針
1	生活管理事業短期宿泊事業		現行のとおりと	する。	1	
2	生活管理指導員派	這事業	合併時に友部町	「及びネ	台間町	「の制度を再編し統一
			する。			
3	生きがい活動通所	支援事業	当面は現行のと	おりる	とし,	合併後調整する。
4	外出支援サービス	、事業	当面は現行のと	おりる	とし,	合併後調整する。
5	軽度生活支援事業		現行を再編し,	合併明	時に紛	充一する。
6	愛の定期便事業		現行を再編し,	合併(	の翌年	E度に統一する。
7	地域ケアシステム	推進事業				
7 - 1	地域ケアシステム	推進事業	当面は現行のと	おりる	とし,	合併の翌々年度(平
			成19年度)に	統一了	する。	
7 - 2	附属機関等		合併時に新たに	設置で	する。	
8	配食サービス事業	ŧ	当面は現行のと	おりる	とし,	合併後調整する。
9	在宅サービス事業	ŧ				
9 - 1	給食サービス事業	ŧ	当面は現行のと	おりる	とし,	合併後調整する。
9 - 2	布団乾燥事業		当面は現行のと	おりる	とし,	合併後調整する。
9 - 3	ふれあい電話事業	ŧ	当面は現行のと	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。		
9 - 4	介護者の会の育成					合併後調整する。
10	老人日常生活用具	給付事業	合併時に笠間市	の制度	度を基	基本に統一する。
11	緊急通報システム	事業	現行のとおりと	する。		
12	福祉電話貸与事業		現行のとおりと	する。		
13	高齢者住宅整備資	〔金貸付事業	合併時に笠間市	5及び2	友部町	]の制度を再編し統一
			する。			
14	介護用品支給助成					
14-1	家族介護用品支給	事業				∫の制度を,事業の位│ ↓
			置づけを含めて			
14-2	家族介護用品購入	、助成事業				」の制度を,事業の位 ↓_
		- NIZ	置づけを含めて	「冉編し	し統一	ーする。
15	介護慰労金支給事				<u> </u>	
15-1		慰労金事業(	市合併時に友部町	の制度	度に紛	を一する。
	町単独)			<u> </u>		
15-2		题穷金事業(	国 現行のとおりと	95.		
1.0	補助) 	击米	入份时中十部四		<u> </u>	* + 7
16	介護者リフレッシ		合併時に友部町	の前り	支に紛	ເ—ິ9 ວ.
17	老人ホーム入所措	且尹耒	田仁のにわりし	· オ フ		
17-1	入所措置事業 		現行のとおりと	-		
17-2	附属機関等 ディサービュセン	<b>万</b> _浑兴声型			-	
18	デイサービスセン	ツー理呂事事	🇯 【5 財産の取			

取口百		
19	高齢者コミュニティセンター運	【5 財産の取扱い】
2 0		 【5 財産の取扱い】
2 0	2000 いこいの家運営事業	【5 財産の取扱い】 【5 財産の取扱い】
2 2	れていの家連当事業 在宅介護支援センター運営事業	
22-1		現行のとおりとする
	運営事業	現行のとおりとする。
22-2	附属機関等	合併時に新たに設置する。
23	互助型在宅福祉サービス事業	当面は現行のとおりとし、合併後調整する。
24	•	現行を再編し,合併後調整する。
	業)	
2 5	徘徊高齢者探索家族支援サービ	合併時に笠間市の制度を基本に統一する。
	ス	
26	老人クラブ活動助成事業	【17 補助金,交付金等の取扱い】
2 7	社会福祉施設助成事業	現行を再編し,合併時に統一する。
28	敬老会事業	合併後新市において調整する。
29	敬老祝金支給事業	合併後新市において調整する。
3 0	福祉バス運行事業	現行のとおりとし、合併後、運行拡大等につい
		て検討する。
3 1	シルバー人材センター助成事業	現行のとおりとする。
		【16 公共的団体等の取扱い】(一部)
32	県外宿泊研修事業	高齢者クラブの統合にあわせて , 調整する。
3 3	ふれあい事業	
33-1	三世代ふれあい事業	現行を再編し,合併時に統一する。
33-2	高齢者と子どものふれあい事業	現行を再編し,合併時に統一する。
34	金婚祝賀式	笠間市及び友部町の制度を再編し,合併後に新
		たな制度を創設する。
3 5	附属機関等	
35-1	老人福祉施設設置協議会	新市において,新たに設置する。
35-2	高齢者保健福祉計画策定委員会	合併時に新たに設置する。
35-3	高齢者サービス調整チーム	合併前に廃止する。
36	高齢者住宅リフォーム助成事業	笠間市の制度を再編し合併時に新たに創設す
		۵.
3 7		類似事業と再編し,合併の翌年度に廃止する。
	業	
38	ねんりんピック開催	現行のとおり新市に引き継ぐ。
39	負担金・補助金【団体】	
39-1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
39-2	補助金	【17 補助金,交付金等の取扱い】
	111078	

報告書					
部会名	保健・福祉	分科会名	国民健康保険	業務	病院
項目番号	項目名			調整方釒	t
1	現況				
1 - 1	設置		(現況把握のみのた	め調整方針	計なし。)
1 - 2	土地・建物		【5 財産の取扱い	]	
1 - 3	職員		【10 一般職の職	員の身分の	の取扱い】
1 - 4	沿革		(現況把握のみのた	め調整方針	計なし。)
1 - 5	患者推移		(現況把握のみのた	め調整方針	計なし。)
2	決算状況		(現況把握のみのた	め調整方針	計なし。)
3	経理等	3	現行のとおりとする。	)	
4	栄誉称号	3	現行のとおりとする。	)	
5	使用料		【15 使用料,手	数料等の国	収扱い】
6	手数料		【15 使用料,手	数料等の国	収扱い】
7	特殊勤務手当		(人事分科会で協議	)	
8	施設の維持管理	3	現行のとおりとする。	<b>.</b>	
9	負担金等		【 1 6 公共的団体 <sup>:</sup> 【 1 7 補助金 , 交 <sup>4</sup>		_

部会名	保健・福祉	分科会名	保健	建衛生	業	務	保健衛生
項目番号	,				調整	方針	
1	医療施設状況		-				
2	保健医療関係団体		【10	6 公共的団体	等の取	祝い	]
3	健康づくり拠点施	設	[5	財産の取扱い	]		
4	休日診療		当面	は現行のとおり	)とし,	, 委託	費等を含めて合併後
		Ĵ	速やカ	かに調整する。			
5	献血事業	-	笠間市	市の制度を基本	⊆に統−	-し,	時期については,連
		-	合会(	の統合にあわせ	る。		
6	母子健康手帳の交	付	現行で	を再編し,合併	時に紡	記一す	る。
7	健康教育事業						
7 - 1	両親学級	3	現行で	を再編し,合併	時に統	記一す	る。
7 - 2	マタニティビクス		合併の	の翌年度に友部	町の事	業を	基本に統一する。
7 - 3	離乳食教室	3	現行る	を再編し,合併	時に統	Ξーす	る。
7 - 4	親子教室		当面に	は現行のとおり	とし,	合併	後速やかに調整する。
7 - 5	フッ素塗布	-	合併町	寺に友部町の事	業を基	本に	統一する。
7 - 6	親子料理教室		当面に	は現行のとおり	とし,	合併	後速やかに調整する。
7 - 7	糖尿病教室【健康	教室】	現行る	を再編し,合併	時に統	を一す	る。
7 - 8	個別健康教育(耐)	糖能」【健	現行る	を再編し,合併	時に紡	<u>र</u> — र	ວ.
	康教室】						

報告書		
7 - 9	高脂血症予防教室【健康教	現行を再編し,合併時に統一する。
	室】	
7 - 1 0	ウォーキング教室【運動教	運動教室事業に統合し,統一する。
	室】	
7 - 1 1	運動教室【運動教室】	現行を再編し,合併時に統一する。
7 - 1 2	男性の健康教室【健康教室】	*項目削除
7 - 1 3	女性の健康教室【健康教室】	健康講座として再編し , 統一する。
7 - 1 4	女性の貧血教室【健康教室】	健康講座として再編し , 統一する。
7 - 1 5	ミニ健康講座【健康講座】	健康講座として再編し , 統一する。
7 - 1 6	高血圧予防講座	健康講座として再編し , 統一する。
7 - 1 7	骨粗しょう症予防講座	現行を再編し,合併時に統一する。
7 - 1 8	高齡者健康教室	現行のとおりとする。
7 - 1 9	介護教室	*項目削除
7 - 2 0	介護予防	現行を再編し,合併後調整する。
7 - 2 0 - 1	転倒予防教室	現行を再編し,合併後調整する。
7 - 2 0 - 2	老人クラブ健康教室	現行を再編し,合併後調整する。
7 - 2 0 - 3	お達者講座	現行を再編し,合併後調整する。
7 - 2 0 - 4	元気アップ教室	現行を再編し,合併後調整する。
7 - 2 1	健康教育	現行を再編し,合併後調整する。
7 - 2 2	歯周病予防講座	健康講座として再編し , 統一する。
7 - 2 3	永久歯対策事業	笠間市及び岩間町の事業を基本に再編し,合併の翌
		年度に統一する。
7 - 2 4	食生活講習会	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。
7 - 2 5	栄養教室	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。
7 - 2 6	健康づくり事業	歩け歩け大会については,当面は現行のとおりとし,
		合併後調整する。ソフトバレー大会については,社
		会体育部門と調整し , 再編する。
8	健康相談事業	
8 - 1	育児相談	一般健康相談事業と統合し統一する。
8 - 2	3~4ヶ月児相談	合併時に友部町及び岩間町の事業を基本に再編し,
		統一する。
8 - 3	ブックスタート事業	合併時に笠間市及び友部町の事業を再編し , 統一す
		る。
8 - 4	9~10ヶ月児相談	一般健康相談事業と統合し統一する。
8 - 5	1 歳児相談	合併時に笠間市及び岩間町の事業を再編し , 統一す
		る。
8 - 6	5 歳児相談	永久歯対策事業と統合し統一する。
8 - 7	子育て講演会	合併後新市において調整する。
8 - 8	どんぐり教室	当面は現行のとおりとし , 合併後調整をおこなう。
8 - 9	健康相談	現行を再編し,合併後随時統一する。

取口言		
8 - 1 0	地域健康相談	食生活講習会事業と統合し統一する。
8 - 1 1	健診結果説明会	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。
8 - 1 2	ハイリスク幼児教室	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。
8 - 1 3	思春期保健事業	
8 - 1 3 - 1	「エイズ及び性感染症」講	笠間市の事業を基本に , 合併後も継続して実施する。
	演会	
8 - 1 3 - 2	乳幼児ふれあい体験	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。
8 - 1 3 - 3	思春期講演会	合併後新市において調整する。
8 - 1 3 - 4	思春期教育	現行のとおりとする。
8 - 1 4	健康手帳の交付	現行を再編し,合併時に統一する。
9	健康診查事業	
9 - 1	基本健康診查	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 2	結核検診	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 3	婦人科検診	
9 - 3 - 1	子宮がん検診	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 3 - 2	乳がん検診	現行を再編し,合併時に統一する。ただし,医療機
		関検診については , 合併後調整する。
9 - 4	胃がん検診	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 5	大腸がん検診	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 6	前立腺検診	友部町及び岩間町の事業を再編し,合併時に統一す
		<b>న</b> .
9 - 7	肺がん検診	現行のとおりとする。
9 - 8	喀痰検診	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 9	婦人の健康づくり検診	*項目削除
9 - 1 0	骨粗しょう症検診	合併時に笠間市の事業を基本に統一する。
9 - 1 1	成人病検診	合併時に笠間市の事業を基本に統一する。
9 - 1 2	腹部超音波検診	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 1 3	B,C型肝炎検査	現行を再編し,合併時に統一する。
9 - 1 4	歯周疾患検診	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。
9 - 1 5	6 ~ 7ヶ月児健診(集団健	乳児医療機関健診で対応する。
	診)	
9 - 1 6	7~8ヶ月児健診(集団健	乳児医療機関健診で対応する。
	診)	
9 - 1 7	1歳6ヶ月児健診 (集団健	現行のとおりとする。
	診)	
9 - 1 8	2 歳児歯科健診( 集団健診 )	笠間市及び友部町の事業を再編し,合併時に統一す
		<b>న</b> .
9 - 1 9	3 歳児健診(集団健診)	現行のとおりとする。
9 - 2 0	お母さんの歯の健康づくり	*項目削除
L		

9 - 2 1	乳児一般健康診査(3~6	現行のとおりとする。
	ヶ月・9~11ヶ月児健診	
	(医療機関))	
9 - 2 2	妊婦一般健康診査(医療機	現行のとおりとする。
	関)	
10	予防接種	
10-1	集団接種の概要	現行を再編し,合併時に統一する。
10-2	個別接種の概要	現行を再編し,合併時に統一する。
10-3	通知作成事務	現行を再編し,合併時に統一する。
10-4	実施通知書発送	現行を再編し,合併時に統一する。
10-5	市民周知方法	当面は市広報紙などを利用し周知を図り , 合併後調
		整する。
10-6	未接種者対応	現行を再編し,合併時に統一する。
10-7	インフルエンザ予防接種	現行のとおりとし,実施期間については,合併の翌
		年度から統一する。
10-8	予防接種委員会等の設置	合併時に新たに設置する。
10-9	市・町外での接種希望者の	合併時に友部町及び岩間町の制度を再編し統一す
	対応	<b>న</b> .
10-10	海外渡航者への証明書発行	現行のとおりとする。
10-11	予防接種研修会	合併時に笠間市の制度に統一する。
1 1	訪問指導	現行のとおりとする。
1 2	寝たきり老人等訪問歯科保	
	健事業	
12-1	事業概要	合併時に笠間市及び友部町の制度を再編し統一す
		<b>న</b> .
12-2	附属機関等	合併時に新たに設置する。
1 3	リハビリ教室	当面は現行のとおり実施し、合併後調整する。
14	心の相談	現行のとおりとする。
15	精神障害者デイサービス	現行のとおりとする。
16	食生活改善推進員	【16 公共的団体等の取扱い】
17	健康推進員	当面は現行のとおりとし , 合併後調整する。
18	病原性大腸菌〇 - 1 5 7 等	現行を再編し,合併時に新たに設置する。
	対策会議	
19	健康づくり推進協議会	合併時に新たに設置する。
2 0	報酬・賃金・報償費	合併時に再編し統一する。
2 1	負担金・補助金【団体】	
21-1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
21-2	補助金	【17 補助金,交付金等の取扱い】

部会名         都市建設・上下水道         分科会名         下水道         業務         下水道           項目番号         項目名         調整方針         1           1         計画概要         現行のとおり新市に引き継ぐものとする。         2           2         整備状況         現況の比較のため,調整方針はなし。         3           3         普及率向上の方策         親児行のとおりとする。         3           4         排水設備指定工事店制度         現行のとおりとする。         5           5         財産状況等         【5         財産の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。         7           7         使用料・手数料         【15         使用料,手数料等の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。         7           7・1         使用料         「15         使用料,手数料等の取扱い】           7・2         手数料         名「日日の利度に統一する。         7           7・2         手数料         岩間町の制度に統一する。         7           7・2         手数料         岩間回の制度に統一する。         8           8         負担金         しただし、減免、営业以及ご会」、         10           7         2         手数料         営間回い         10           8         負担金         人営会」         10         10         10         10           9         1	報告書		
1         計画概要         現行のとおり新市に引き継ぐものとする。           2         整備状況         現況の比較のため,調整方針はなし。           3         普及率向上の方策         規定の比較のため,調整方針はなし。           3         普及率向上の方策         規定の比較のため,調整方針はなし。           4         排水設備指定工事店制度         現行のとおりとする。           5         財産状況等         【5 財産の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           6         施設非治理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数数料           6         施設非合理         現行のとおりとする。           7         使用料、手数料         【15 使用料,手数数料等の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         2         手数料         名間町の制度に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           8         負担金         度に統一する。            8         負担金         度に統一する。            9         工事執行規則         (契約管助分科会で協成でする。            9         1         工事執行規則         (契約管助分科会で協議事           9         1         工事執行規則         (契約管助分科会で協議事           9         3         公共汚水規劃	部会名	都市建設・上下水道 分科会名	下水道 業務 下水道
2         整備状況         現況の比較のため,調整方針はなし。           3         普及率向上の方策         友部・笠間広域下水道組合の制度を再編し,新たに 創設する。           4         排水設備指定工事店制度         現行のとおりとする。           5         財産状況等         【5 財産の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           7         2         手数料           7         2         手数料           名車を目途に統一する。         二方 たじ,減免,管奴収規定は合併時に統一する。           7         2         手数料           岩間町の制度に統一する。         負担金(現在の処理区(負担区)ごとに現行のとおりとする。ただし,減課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。           8         負担金         (員留金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の           8         負担金         「夏信統一つる。、           9         工事執行規則等         (契約着回の制度に統一する。           9         工事執行規則         (契約着回の制度に統一する。           ※認知行が規則等         (契約着面の制度を記念一で間広域下水道組合の制度に統一する。           9         1         工事執行規則           9         1         工事執行規則           9         1         工事執行規則           9         2         私道内設置基準           2         人式方が構設置基準         友部・空間広域下水道組合の制度に統一する。	項目番号	項目名	調整方針
3         普及率向上の方策         次部・笠間広域下水道組合の制度を再編し,新たに 創設する。           4         排水設備指定工事店制度         現行のとおりとする。           5         財産状況等         【5 財産の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           7         使用料         合併後3年を目途に統一する。           7         使用料         合併後3年を目途に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           8         負担金         貨担金は現在の処理区(負担区)ごとに現行のとおりとする。ただし,減課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。           8         負担金         貨担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に続一する。           8         負担金         夏に統一する。           9         工事執行規則等         (契約管財分科会の制度に統一する。           9         1         工事執行規則         (契約管財分科会の制度に統一する。           9         1         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9         2         私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           9         3         公共汚水構設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           9         4         排水設備等の内径及び勾和         岩間町の制度に統一する。           10         執行体制         2         人村 <t< td=""><td>1</td><td>計画概要</td><td>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</td></t<>	1	計画概要	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
3         晋反率向上の万束         創設する。           4         排水設備指定工事店制度         現行のとおりとする。           5         財産状況等         【5 財産の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           7         使用料         合併後3年を目途に統一する。           7         2         手数料         名間町の制度に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           8         負担金         負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の           8         負担金         度に統一する。           9         工事執行規則等         (契約管財分科会で協議)           9         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9         1         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9         2         私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           10         私行水則設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。           9         -3         公共汚水桝設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創           10         執行体制         名間町の制度に統一する。            11         関係法令等         【13         組織政び機構の取扱い】           12         利子補給等         (項目 3 と重複しているため削除)            13         負担金         【16         公共的団体等の取扱い】	2	整備状況	現況の比較のため,調整方針はなし。
創設する。            4         排水設備指定工事店制度         現行のとおりとする。           5         財産状況等         【5 財産の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           7         2         手数料         名借飯の迎渡には合併時に統一する。           7         2         手数料         名間町の制度に統一する。           7         2         手数料         名間町の制度に統一する。           7         2         手数料         名間町の制度に統一する。           8         負担金         負担金は現在の処理区(負担区)ごとに現行のとおりとする。ただし,減課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。           8         負担金         負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。           8         負担金         (契約管財分科会で協議)           9         工事執行規則等         (契約管財分科会で協議)           9         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9         1         工事執行規則           9         1         工事執行規則           9         1         工事執行規則           9         3         公共汚水林設置基準           2         私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           9         -3         公共汚水林設置基準           2         長行体制         二           10         報行体制 <td>2</td> <td>並乃変白上の亡空</td> <td>友部・笠間広域下水道組合の制度を再編し , 新たに</td>	2	並乃変白上の亡空	友部・笠間広域下水道組合の制度を再編し , 新たに
5         財産状況等         【5         財産の取扱い】           6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15         使用料,手数料等の取扱い】           7         1         使用料         合併後3年を目途に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           8         負担金         負担金の制度に統一する。         約期については、友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           8         負担金         人合併後3年以内に統一する。         負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の           8         負担金         人合併後3年以内に統一する。         人自知金の制度に統一する。           8         負担金         人合併後3年以内に統一する。         人自知金の制度に統一する。           8         負担金         人自知金の制度に統一する。         人自知金の制度に統一する。           9         1         工事執行規則         (契約管財分科会ご協議)            9         1         工事執行規則         (契約管財分科会ご協力            9         1         工事執行規則         (契約管財分科会ご協力            9         1         工事執行規則         反応            9         1         工事執行規製             10         執行体制         【13         組織及び機構の取扱い】           11	5	音及平向上の万束	創設する。
6         施設維持管理         現行のとおりとする。           7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           7         1         使用料         合併後3年を目途に統一する。 ただし,減免・徴収規定は合併時に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           7         2         手数料         岩間町の制度に統一する。           8         負担金         負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は、含年、空間広域下水道組合の制度に統一する。 約期については、友部・空間広域下水道組合の制 度に統一する。           8         負担金         夏に統一する。 約期については、方部・空間広域下水道組合の制度           9         工事執行規則等         (契約管財分科会で協議)           9         1         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9         2         私道内設置基準         友部・空間広域下水道組合の制度に統一する。           9         1         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9         2         私道内設置基準         友部・空間広域下水道組合の制度に統一する。           9         3         公共汚水辨設置基準         友部・空間広域下水道組合の制度に統一する。           9         3         公共汚水辨設置基準         友部・空間広域下水道組合の制度に統一する。           9         4         排水設備等の内径及び勾配         岩間町の制度に統一する。           9         5         区域外流入         岩間町の制度に統一する。           10         執行体制         【13 組織及び機構の取扱い】           11         関係法令等         【12 条例,規則等の取扱い】	4	排水設備指定工事店制度	現行のとおりとする。
7         使用料・手数料         【15 使用料,手数料等の取扱い】           7・1         使用料         合併後3年を目途に統一する。 ただし,減免・徴収規定は合併時に統一する。           7・2         手数料         岩間町の制度に統一する。           月2         手数料         岩間町の制度に統一する。           8         負担金         負担金の小類定(負担区)ごとに現行のと おりとする。ただし,賦課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。           8         負担金         度に統一する。           9         工事執行規則等         (契約管財分科会で協議)           9・1         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9・2         私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           8         久部,予測         (契約管財分科会で協議)           9・2         私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           9・3         公共汚水桝設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           9・4         排水設備等の内径及び勾配         岩間町の制度に統一する。           月・5         区域外流入         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           10         執行体制         【13 組織及び機構の取扱い】           12         利子補給等         【12 条例,規則等の取扱い】           13         負担金         【16 公共的団体等の取扱い】	5	財産状況等	【5 財産の取扱い】
7 - 1         使用料         合併後3年を目途に統一する。 ただし,減免・徴収規定は合併時に統一する。           7 - 2         手数料         岩間町の制度に統一する。           8         負担金         負担金は現在の処理区(負担区)ごとに現行のと おりとする。ただし,誠課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。           8         負担金         度に統一する。 (資担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。 資用金           9         工事執行規則等           9 - 1         工事執行規則           9 - 2         私道内設置基準           5         区域外流入           6         女部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           9 - 3         公共汚水桝設置基準           5         区域外流入           6         大谷等           1         関係法令等           1         関係法令等           1         関係法令等           1         自担金	6	施設維持管理	現行のとおりとする。
7 - 1       使用料       ただし,減免・徴収規定は合併時に統一する。         7 - 2       手数料       岩間町の制度に統一する。         8       負担金       損担金は現在の処理区(負担区)ごとに現行のとおりとする。ただし,賦課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。         8       負担金       崩明については,友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。         8       負担金       度に統一する。         9       工事執行規則等       資知金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。         9       工事執行規則等       (契約管財分科会で協議)         9 - 1       工事執行規則       (契約管財分科会で協議)         9 - 2       私道内設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 3       公共汚水桝設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 5       区域外流入       名間町の制度に統一する。         10       執行体制       【13 組織及び機構の取扱い】         12       利子補給等       【12 条例,規則等の取扱い】         13       負担金       (項目3と重視しているため削除)         13       負担金       【16 公共的団体等の取扱い】	7	使用料・手数料	【15 使用料 , 手数料等の取扱い】
7 - 2       手数料       岩間町の制度に統一する。         9       具担金       現金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の         8       負担金       度に統一する。         9       工事執行規則等       月         9 - 1       工事執行規則       (契約管財分科会で協議)         9 - 2       私道内設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。         9 - 3       公共汚水桝設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。         9 - 4       排水設備等の内径及び勾配       岩間町の制度に統一する。         9 - 5       区域外流入       乙間町の制度に統一する。         10       執行体制       【13 組織及び機構の取扱い】         12       利子補給等       【12 条例,規則等の取扱い】         13       負担金       【16 公共的団体等の取扱い】	7 - 1	使田料	合併後3年を目途に統一する。
8         負担金         損担金は現在の処理区(負担区)ごとに現行のと おりとする。ただし,賦課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。 納期については,友部・笠間広域下水道組合の制 度に統一する。 負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。 減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。 減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。           9         工事執行規則等           9         1           9         1           9         1           9         2           私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           6         2           9         3           0         北大設備等の内径及び勾配           2         私道内設置基準           次部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           1         13           1         関係法令等           1         13           13         負担金           13         負担金	7 - 1	又而行	ただし,減免・徴収規定は合併時に統一する。
8         負担金         おりとする。ただし,賦課決定年度は,友部・笠間 広域下水道組合の制度に統一する。 納期については,友部・笠間広域下水道組合の制 度に統一する。 負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。 減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。           9         工事執行規則等           9 - 1         工事執行規則           9 - 2         私道内設置基準           友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           9 - 3         公共汚水桝設置基準           9 - 4         排水設備等の内径及び勾配           岩間町の制度に統一する。           9 - 5         区域外流入           名間町の制度に統一する。           21 - 1         東京本           10         執行体制           11         関係法令等           12         利子補給等           13         負担金           13 - 1         負担金	7 - 2	手数料	岩間町の制度に統一する。
8         負担金         広域下水道組合の制度に統一する。 納期については,友部・笠間広域下水道組合の制 度に統一する。 負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。 減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。           9         工事執行規則等           9 - 1         工事執行規則           9 - 2         私道内設置基準           次部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           9 - 3         公共汚水桝設置基準           9 - 3         公共汚水桝設置基準           9 - 4         排水設備等の内径及び勾配           岩間町の制度に統一する。            9 - 5         区域外流入           友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           1 0         執行体制           1 1         関係法令等           1 1         関係法令等           1 1         関係法令等           1 2         利子補給等           1 3         負担金・補助金【団体】           1 3 - 1         負担金			負担金は現在の処理区(負担区)ごとに現行のと
8         負担金         納期については,友部・笠間広域下水道組合の制 度に統一する。 負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。 減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。           9         工事執行規則等           9         工事執行規則           9 - 1         工事執行規則           9 - 2         私道内設置基準           次部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           9 - 3         公共汚水桝設置基準           ク部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           9 - 4         排水設備等の内径及び勾配           月間町の制度に統一する。           9 - 5         区域外流入           友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           1 0         執行体制           1 1         関係法令等           1 1         関係法令等           1 2         利子補給等           1 3         負担金・補助金【団体】           1 3 - 1         負担金			おりとする。ただし,賦課決定年度は,友部・笠間
8         負担金         度に統一する。 負担金の一括納期,前納報奨金制度及び負担金の 徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。 減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。           9         工事執行規則等         (契約管財分科会で協議)           9 - 1         工事執行規則         (契約管財分科会で協議)           9 - 2         私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           9 - 3         公共汚水桝設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           9 - 4         排水設備等の内径及び勾配         岩間町の制度に統一する。           9 - 5         区域外流入         左部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           1 0         執行体制         七間町の制度に統一する。           1 1         関係法令等         【1 3 組織及び機構の取扱い】 笠間市下水道事業審議会を新たに設置する。           1 1         関係法令等         【1 2 条例,規則等の取扱い】           1 2         利子補給等         (項目 3 と重複しているため削除)           1 3         負担金・補助金【団体】         【1 6 公共的団体等の取扱い】			広域下水道組合の制度に統一する。
			納期については ,友部・笠間広域下水道組合の制
徴収猶予は,合併後3年以内に統一する。 減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。9工事執行規則等9 - 1工事執行規則9 - 2私道内設置基準友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。9 - 3公共汚水桝設置基準5公共汚水桝設置基準9 - 4排水設備等の内径及び勾配日町の制度に統一する。9 - 5区域外流入10執行体制11関係法令等11関係法令等12利子補給等13負担金・補助金【団体】13 - 1負担金16公共的団体等の取扱い】	8	負担金	度に統一する。
減免規定については,合併時に友部・笠間広域下 水道組合の制度に統一する。           9         工事執行規則等           9 - 1         工事執行規則           9 - 2         私道内設置基準           方部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。           9 - 3         公共汚水桝設置基準           方部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。           9 - 4         排水設備等の内径及び勾配           岩間町の制度に統一する。           9 - 5         区域外流入           反域外流入         岩間町の制度に統一する。           1 0         執行体制           21 1         関係法令等           1 1         関係法令等           1 2         利子補給等           1 3         負担金・補助金【団体】           1 3 - 1         負担金			負担金の一括納期 ,前納報奨金制度及び負担金の
水道組合の制度に統一する。         9       工事執行規則等         9 - 1       工事執行規則         9 - 1       工事執行規則         9 - 2       私道内設置基準         友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。         9 - 3       公共汚水桝設置基準         方部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 4       排水設備等の内径及び勾配         岩間町の制度に統一する。         9 - 5       区域外流入         友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         1 0       執行体制         1 1       関係法令等         1 2       利子補給等         1 3       負担金・補助金【団体】         1 3 - 1       負担金			徴収猶予は, 合併後3年以内に統一する。
9       工事執行規則等         9 - 1       工事執行規則 (契約管財分科会で協議)         9 - 2       私道内設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。         9 - 3       公共汚水桝設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 3       公共汚水桝設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 4       排水設備等の内径及び勾配       岩間町の制度に統一する。         9 - 5       区域外流入       岩間町の制度に統一する。         1 0       執行体制       【13 組織及び機構の取扱い】         2 利子補給等       【12 条例,規則等の取扱い】         1 3       負担金・補助金【団体】         1 3 - 1       負担金       【16 公共的団体等の取扱い】			減免規定については ,合併時に友部・笠間広域下
9 - 1       工事執行規則       (契約管財分科会で協議)         9 - 2       私道内設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。         9 - 3       公共汚水桝設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 4       排水設備等の内径及び勾配       岩間町の制度に統一する。         9 - 5       区域外流入       岩間町の制度に統一する。         1 0       執行体制       【13 組織及び機構の取扱い】         1 1       関係法令等       【12 条例,規則等の取扱い】         1 2       利子補給等       (項目3と重複しているため削除)         1 3       負担金・補助金【団体】       【16 公共的団体等の取扱い】			水道組合の制度に統一する。
9 - 2       私道内設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。         9 - 3       公共汚水桝設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 4       排水設備等の内径及び勾配       岩間町の制度に統一する。         9 - 5       区域外流入       左部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 5       区域外流入       左部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         1 0       執行体制       【13 組織及び機構の取扱い】         1 1       関係法令等       【13 組織及び機構の取扱い】         1 2       利子補給等       【12 条例,規則等の取扱い】         1 3       負担金・補助金【団体】       【16 公共的団体等の取扱い】	9	工事執行規則等	
9 - 3       公共汚水桝設置基準       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         9 - 4       排水設備等の内径及び勾配       岩間町の制度に統一する。         9 - 5       区域外流入       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         1 0       執行体制       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         1 1       関係法令等       【13 組織及び機構の取扱い】         1 2       利子補給等       【12 条例,規則等の取扱い】         1 3       負担金・補助金【団体】       【16 公共的団体等の取扱い】	9 - 1	工事執行規則	(契約管財分科会で協議)
9 - 3       公共汚水桝設置基準       設する。         9 - 4       排水設備等の内径及び勾配       岩間町の制度に統一する。         9 - 5       区域外流入       友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。         1 0       執行体制       【13 組織及び機構の取扱い】         1 1       関係法令等       【12 条例,規則等の取扱い】         1 2       利子補給等       (項目3と重複しているため削除)         1 3 - 1       負担金       【16 公共的団体等の取扱い】	9 - 2	私道内設置基準	友部・笠間広域下水道組合の制度に統一する。
9 - 4     排水設備等の内径及び勾配     岩間町の制度に統一する。       9 - 5     区域外流入     左部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創設する。       1 0     執行体制     【13 組織及び機構の取扱い】 笠間市下水道事業審議会を新たに設置する。       1 1     関係法令等     【12 条例,規則等の取扱い】       1 2     利子補給等     (項目3と重複しているため削除)       1 3     負担金・補助金【団体】     【16 公共的団体等の取扱い】	9 - 3	公共汚水桝設置基準	友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創
9 - 5区域外流入友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創 設する。1 0執行体制【13 組織及び機構の取扱い】 笠間市下水道事業審議会を新たに設置する。1 1関係法令等【12 条例,規則等の取扱い】1 2利子補給等(項目3と重複しているため削除)1 3負担金・補助金【団体】1 3 - 1負担金【16 公共的団体等の取扱い】			設する。
9 - 5       区域外流入       設する。         10       執行体制       【13 組織及び機構の取扱い】 笠間市下水道事業審議会を新たに設置する。         11       関係法令等       【12 条例,規則等の取扱い】         12       利子補給等       (項目3と重複しているため削除)         13       負担金・補助金【団体】       【16 公共的団体等の取扱い】	9 - 4	排水設備等の内径及び勾配	
10執行体制【13 組織及び機構の取扱い】 笠間市下水道事業審議会を新たに設置する。11関係法令等【12 条例,規則等の取扱い】12利子補給等(項目3と重複しているため削除)13負担金・補助金【団体】【16 公共的団体等の取扱い】	9 - 5	区域外流入	友部・笠間広域下水道組合の制度を基本に新たに創
10       執行体制       笠間市下水道事業審議会を新たに設置する。         11       関係法令等       【12 条例,規則等の取扱い】         12       利子補給等       (項目3と重複しているため削除)         13       負担金・補助金【団体】         13-1       負担金       【16 公共的団体等の取扱い】			設する。
空間市下水道事業審議会を新たに設置する。         11       関係法令等       【12 条例,規則等の取扱い】         12       利子補給等       (項目3と重複しているため削除)         13       負担金・補助金【団体】         13-1       負担金       【16 公共的団体等の取扱い】	1 0	執行体制	
12利子補給等(項目3と重複しているため削除)13負担金・補助金【団体】13-1負担金【16 公共的団体等の取扱い】			
13     負担金・補助金【団体】       13-1     負担金       【16 公共的団体等の取扱い】			
13-1 負担金 【16 公共的団体等の取扱い】			(項目3と重複しているため削除)
13-2 補助金 【17 補助金,交付金等の取扱い】			
	13-2	補助金	【17 補助金 , 交付金等の取扱い】

部会名	都市建設・上下水道	分科会名	下水道		業務	農業集落排水
項目番号	; 項目名				調整方針	-
			現行のの	とおり新市は	こ引き継ぐ	ものとする。
1	計画概要		なお,新	市において	、生活排水	《処理整備計画(農集)
			を策定す	する。		
2	整備状況		(現況(	の比較のため	り,調整方	針はなし。)
			合併のi	前日に、友語	部町排水設	は備補助金制度を廃止
3	普及率向上の方策		し、合住	併時に新たに	こ創設する。	ただし、友部町北川
			根地区	こついては	,現制度を予	平成18年9月末日ま
			で適用す	する。		
4	排水設備指定工事	店制度	現行のの	とおりとする	5.	
5	財産状況等					
5 - 1	処理場等		【5 ļ	<b>財産の取扱</b> し	1]	
5 - 2	施設台帳		【5 ļ	<b>財産の取扱</b> し	1]	
5 - 3	土地賃貸契約		友部町(	D制度を基本	<b>トに再編し</b>	, 統一する。
6	施設維持管理		現行のの	とおりとする	3。	
7	分担金等					
			分担金	金については	は ,事業実放	施地区ごとに現行のと
			おりとす	する。ただし	,, 合併後	, 新規地区の分担金算
7 - 1	分担金		出方法I	は,友部町の	の制度に統	ーする。
			徴収日	寺期及び減ら	も基準につ	いては、合併時に統一
			する。			
7 - 2	使用料,手数料		【15	使用料,	手数料等の	取扱い】
8	工事執行規則等					
8 - 1	工事執行規則		(契約	管財分科会で	で協議)	
8 - 2	私道内設置基準		(公共	下水道事業0	D制度を準	用する。)
8 - 3	公共汚水桝設置基	公共汚水桝設置基準		とおりとする	3。	
9	関係法令等		【12	条例,規則	則等の取扱	L 1 】
1 0	整備計画策定委員	会	合併の	前日をもって	て廃止し、新	新たに笠間市農業集落
			排水事	業審議会を調	<b>殳置する</b> 。	
1 1	負担金・補助金【	団体】				
11-1	負担金		【16	公共的団体	本等の取扱	L \ ]
11-2	補助金		【17	補助金,孓	を付金等の	取扱い】

部会名	都市建設・上下水道 分科会名	上水道 業務 上水道
項目番	号 項目名	調整方針
1	組織	【13 組織及び機構の取扱い】
2	財政指標等	【5 財産の取扱い】
3	経理等	当面は各地区事業毎に区分可能な会計処理を行い,
		処理方法については ,現行を再編し合併時に統一す
		る。システムについては , 合併時までに構築するよ
		う調整する。
4	検針事務	現行を再編し ,合併時に統一する。システムについ
		ては , 合併時までに構築する。
5	水道料金	
5 - 1	水道料金	【15 使用料,手数料等の取扱い】
5 - 2	メーター使用料	【15 使用料,手数料等の取扱い】
5 - 3	減免	現行のとおりとする。
5 - 4	収納事務	現行を再編し ,合併時に統一する。システムについ
		ては , 合併時までに構築する。
6	加入金・分担金	合併時に笠間市及び友部町の料金を基本に再編し,
		統一する。
7	水道関係手数料	【15 使用料,手数料等の取扱い】
8	工事の設計施工	現行を再編し,合併時に統一する。
9	契約及び入札	合併時に笠間市の制度を基本を再編し,統一する。
10	管路の維持管理	現行を再編し,合併時に統一する。
11	浄水場等の維持管理体制	現行を再編し,合併時に統一する。
12	取水・送・配水施設の維持管	現行のとおりとする。
	理	
13	水質管理	現行のとおりとする。
14	負担金・補助金【団体】	
14-1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
14-2	補助金	【17 補助金, 交付金等の取扱い】
部会名	都市建設・上下水道 分科会名	工業用水道業務工業用水道
1	<b>公日</b> 经 <b>半</b>	

1	組織	【13 組織及び機構の取扱い】	
2	預金残高	【5 財産の取扱い】	
3	経理等	現行のとおりとする。 システムについては,合	i併時
		までに構築する。	
4	決算	_	
5	検針事務	現行のとおりとする。	

6 - 1	水道料金	【15 使用料 , 手数料等の取扱い】
6 - 2	減免	現行のとおりとする。
6 - 3	収納事務	現行のとおりとする。
7	水道関係手数料	【15 使用料,手数料等の取扱い】
8	工事の設計施工	上水道事業にあわせて再編する。
9	契約及び入札	上水道事業にあわせて再編する。
1 0	管路の維持管理	現行のとおりとする。
1 1	維持管理体制	現行のとおりとする。
12	負担金・補助金【団体】	
12-1	負担金	【16 公共的団体等の取扱い】
12-2	補助金	【17 補助金, 交付金等の取扱い】

報告書 部会名	教育	分科会名	学校教育		業務名	学校教育
項目番号	. та е	目名	•			調整方針
						响走力划
1 - 1	教育委員	9女員公の2	<u>хнж</u> [1	1 生	き別職の職	員の身分の取扱い】
1 - 2	<u></u> 教育委員会の会話			-	うりとする。	
2	事務局,学校その					-
2	職員の人事管理			£+.		0
3				見則急		
4	 公印の管守					 に創設する。
5		書の公開,個				
	報の保護及び公会					-
6	教育委員会の組織	織及び事務分	] 学 【 1	3 糸	目織及び機	構の取扱い】
7	教育行政に係る	要望,請願	現行(	のとま	ゔりとする。	0
8	教育に関する事	務に係るの	A化 現行(	のとま	うりとする。	0
	の推進					
9	校舎老朽化対応		新市	こおし	いて,各学材	校の実態を調査し , 地域間の格差
			を生	じさせ	せないよう	対応する。
10	行事等への共催	, 後援	現行(	のとま	うりとする。	0
11	小中学校施設整的	<b>着箇所一覧</b> え	長 【5	財產	産の取扱い	]
12	委託業務一覧表		現行(	Dとま	ゔりとする。	0
13	負担金・補助金領	等支出団体				
13-1	負担金		【1	5 2	公共的団体	等の取扱い】
13-2	補助金		【1	7 袝	甫助金,交	付金等の取扱い】
14	小学校の設置状況	兄	【 5	財產	産の取扱い	]
15	中学校の設置状況	兄	【 5	財產	産の取扱い	]
16	通学区域		現行(	のとま	うりとする。	0
17	幼稚園の設置状況	兄	現行(	のとま	うりとする。	0
18	就学奨励費補助				うりとする。	-
19	スクールバス運行					旧笠間市の地域にのみ適用する。
20	遠距離通学費補助					し,合併時に新たに創設する。
2 1	部活動関係購入預			りの制	间度を基本	に再編し ,合併時に新たに創設す
			る。	<u>+</u>		
22	小・中学校卒業会	王記念品購)				制度を基本に再編し ,合併時に新
2.2	桂扣扒去℡┿		たに創		-	
23					うりとする。	-
24	幼稚園入園料・	支耒科・达ル			うりとする。	-
25 26	<ul> <li>子育て支援事業</li> <li>私立幼稚園運営</li> </ul>	患姑肿重恶			うりとする。	-
2 0	私立幼稚園連昌1				が いとする。	て統一に向け検討する。
2 7		そ 加貝			うりとする。	-
20	于汉怀姓尹未		-	ייכס	) · · · C Y る。	0

報告書		
項目番号	項目名	調整方針
29	小中学校(通学)区審議会	笠間市及び友部町の制度を基本に再編し ,合併時に新
		たに創設する。
30	障害児就学指導委員会	現行のとおりとする。
3 1	幼児施設設置協議会	友部町の制度を基本に再編し ,合併時に新たに創設す
		る.
32	奨学金貸付制度	笠間市の制度に統一する。
33	新入学生徒自転車通学者ヘルメ	現行のとおりとする。
	ット購入補助	
34	私立幼稚園就園推進補助事業	岩間町の制度に統一する。
35	障害別特殊学級	現行のとおりとする。
36	外国語指導助手の配置	現行のとおりとする。
37	教育相談事業	
37-1	適応指導教室	現行のとおりとする。
37-2	教育相談員	現行のとおりとする。
38	教育に関する各種の検査・調査及	項目削除
	び評価	
39	教材及び教育資料の収集研究	現行のとおりとする。
4 0	教科用図書の採択	現行のとおりとする。
4 1	学校評議員制度	現行のとおりとする。
4 2	不登校対策支援事業	不登校対策支援全体の中で調整する。
4 3	学校給食調理施設	現行のとおりとする。
44	学校給食調理場運営委員会	友部町及び岩間町の制度を基本に再編し ,合併時に新
		たに創設する。
4 5	給食費	現行のとおりとする。
4 6	給食配送	現行のとおりとする。
4 7	給食関係業務委託契約	現行のとおりとする。
48	給食対象人数	現況把握の表示のみのため調整方針なし。
49	給食日数	現行のとおりとする。
50	給食献立	現行のとおりとする。
5 1	給食職員体制	現行のとおりとする。
52	調理場の概要	【5 財産の取扱い】
53	調理場の設備・機器	【5 財産の取扱い】
54	給食関係負担金等支出団体	【16 公共的団体等の取扱い】
		【17 補助金 , 交付金等の取扱い】
55	立志の船事業	平成18年度は友部町の地域を対象に現行のとおり
		実施し,平成19年度以降の実施については,合併後
		速やかに調整する。

部会名	教育	分科会名	生活	厓学習	業務	生涯学習	
項目番号	項目名		調整方針				
1	公民館の設置状況及び利用		【5 財産の取扱い】				
1	状況		【13 組織及び機構の取扱い】				
2	公民館運営・管理	当面の	間は現行のと	こおりとし	,新市において段階的		
<u></u>			に統一	するよう調素	皆する。		
3	PTA 連合会		【16	公共的団体	本等の取扱	及しり】	
			【17 補助金,交付金等の取扱い】				
4	女性団体			公共的団体			
			【17 補助金, 交付金等の取扱い】				
5 - 1	法令等に基づく委	員	新市にる	おいて新たは	こ設置する	5.	
		社会教育委員					
5 - 2		法令等に基づく委員		おいて新たは	こ設置する	5.	
	公民館運営審議会	È	<b>.</b>				
6	公民館等使用料						
7	負担金等支出団体			公共的団体			
8	その他の社会教育					, 合併後調整する。	
9	(博物館・自治体史編纂・文		【5 〕	財産の取扱し	1]		
	化財)博物館等		<b>.</b>				
10	事業内容			財産の取扱し	_		
11	自担金等支出団体		_				
12	補助金等支出団体			補助金,3		り取扱い】	
13	自治体史の発刊が			とおり新市に		_	
14	文化財保護審議会	<u> </u>		おいて新たは		5.	
15	埋蔵文化財			とおり新市に	-		
16	埋蔵文化財発掘調		•	の比較のみ)		_+ =	
17	埋蔵文化財調査体	「「「」		こ笠間市の制		-する。	
18-1	指定文化財			とおり新市に			
18-2	その他の選定			とおり新市に		-	
19				おいて新たは		5.	
20	その他の文化財係	: 護爭業		とおりとする	-		
2 1	文化団体関係			公共的团体			
				補助金,3		り取扱い】	
22	図書館(施設概要	2)	<b>[</b> 5 ]	財産の取扱し	1]		
23	組織		. ۱ <u>.</u> .		10 mm 1		
23-1	図書館協議会		_	おいて新たは		-	
23-2	職員		【13	組織及び様			
24	運営基本方針		新市にる	おいて新たは	こ制定する	5。	

2 5         蔵書         【 5         財産の取扱い】           2 6         館内奉仕         現行のとおりとする。ただし,合併後統一するよう 調整する。           2 7         図書館情報システム         現行のとおりとする。ただし,合併翌年度に新たな システムに統一する。           2 8         図書館関係負担金等支出団         【 1 6         公共的団体等の取扱い】           2 8         図書館関係負担金等支出団         【 1 6         公共的団体等の取扱い】           2 9 - 1         社会体育施設の状況         【 5         財産の取扱い】           2 9 - 2         利用状況         (現況の比較のみ)           2 9 - 3         管理・運営         現行のとおりとする。           2 9 - 4         使用料及び減免等         【 1 5         使用料、手数料等の取扱い】           3 0         スポーツ振興事業         現行のとおりとし、合併後新市において調整する。           3 1         体育協会         【 1 6         公共的団体等の取扱い】           3 2         学校施設の開放         3市町の制度を再編し、合併時に統一する。           3 3         体育協会         新市において新たに設置する。           3 4         スポーツ少年団         【 1 6         公共的団体等の取扱い】           3 5         スポーツ地運員         合併の前日をもって廃止する。           3 7         開係団体等補助         【 1 7         補助金、交付金等の取扱い】           3 8         青少年相談事業         合併時に空間市の制度に統一する。           3 9         法令等に基づく委員会( 青少         合併時に空間市の制度に統一する。           3 4         子の他の文任振興業         現行のとおりとする。	別紙		
調整する。           27         図書館情報システム         現行のとおりとする。ただし,合併翌年度に新たなシステムに統一する。           28         図書館関係負担金等支出団体         【16 公共的団体等の取扱い】           29-1         社会体育施設の状況 設置状況         【5 財産の取扱い】           29-2         利用状況         (現況の比較のみ)           29-3         管理・運営         現行のとおりとする。           29-4         使用料及び減免等         【15 使用料,手数料等の取扱い】           30         スポーツ振興事業         現行のとおりとし,合併後新市において調整する。           31         体育協会         【16 公共的団体等の取扱い】           32         学校施設の開放         3市町の制度を再編し,合併時に統一する。           33         体育協会         【16 公共的団体等の取扱い】           34         スポーツ少年団         【16 公共的団体等の取扱い】           35         スポーツ堆理員         合併の前日をもって廃止する。           36         スポーツ推進員         合併の前日をもって廃止する。           37         関係団体等補助         【16 公共的団体等の取扱い】           38         青少年相談事業         合併の前日をもって廃止する。           39         法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)         合併の前日をもって廃止する。           40         出資・補助等を行なっている 団体         【16 公共的団体等の取扱い】           41         その他の文化振興策         現行のとおりとする。	2 5	蔵書	【5 財産の取扱い】
27       図書館情報システム       現行のとおりとする。ただし,合併翌年度に新たなシステムに統一する。         28       図書館関係負担金等支出団体       【16 公共的団体等の取扱い】         29-1       社会体育施設の状況       【5 財産の取扱い】         29-1       社会体育施設の状況       【5 財産の取扱い】         29-2       利用状況       (現況の比較のみ)         29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15 使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし、合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         【17       補助金、交付金等の取扱い】       【17 補助金、文付金等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し、合併時に統一する。         33       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ進員       合併の前日をもって廃止する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	26	館内奉仕	現行のとおりとする。 ただし , 合併後統一するよう
システムに統一する。         28       図書館関係負担金等支出団 体       【16 公共的団体等の取扱い】 体         29-1       社会体育施設の状況 設置状況       【5 財産の取扱い】         29-2       利用状況       (現況の比較のみ)         29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15 使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし,合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         36       スポーツ地振興審議会       新市において新たに設置する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併の前日をもって廃止する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。			調整する。
28       図書館関係負担金等支出団       【16 公共的団体等の取扱い】         4       4       4         29-1       社会体育施設の状況       【5 財産の取扱い】         29-2       利用状況       (現況の比較のみ)         29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15 使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし、合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し、合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ地集員       合併の前日をもって廃止する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併の前日をもって廃止する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	2 7	図書館情報システム	現行のとおりとする。 ただし , 合併翌年度に新たな
体       (本         29-1       社会体育施設の状況 設置状況       【5 財産の取扱い】         29-2       利用状況       (現況の比較のみ)         29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15 使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし,合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         36       スポーツ地提員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。			システムに統一する。
29-1       社会体育施設の状況 設置状況       【5 財産の取扱い】         29-2       利用状況       (現況の比較のみ)         29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15 使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし,合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ使団       【16 公共的団体等の取扱い】         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併の前日をもって廃止する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	28	図書館関係負担金等支出団	【16 公共的団体等の取扱い】
29-1       設置状況         29-2       利用状況       (現況の比較のみ)         29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15       使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし,合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16       公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16       公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ少年団       【16       公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ少無団       【16       公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16       公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている       【16       公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。		体	
設置状況         29-2       利用状況       (現況の比較のみ)         29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15 使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし,合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	2 0 1	社会体育施設の状況	【5 財産の取扱い】
29-3       管理・運営       現行のとおりとする。         29-4       使用料及び減免等       【15 使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし,合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ地理員       合併の前日をもって廃止する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	29-1	設置状況	
29-4       使用料及び減免等       【15       使用料,手数料等の取扱い】         30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし,合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16       公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16       公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ少年団       【16       公共的団体等の取扱い】         36       スポーツ少年団       【16       公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16       公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている       【16       公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	29-2	利用状況	(現況の比較のみ)
30       スポーツ振興事業       現行のとおりとし、合併後新市において調整する。         31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し、合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	29-3	管理・運営	現行のとおりとする。
31       体育協会       【16 公共的団体等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	29-4	使用料及び減免等	【15 使用料 , 手数料等の取扱い】
31       体育協会       【17 補助金,交付金等の取扱い】         32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	3 0	スポーツ振興事業	現行のとおりとし,合併後新市において調整する。
32       学校施設の開放       3市町の制度を再編し,合併時に統一する。         33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	2 1	体育協会	【16 公共的団体等の取扱い】
33       体育指導委員関係       新市において新たに設置する。         34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少年相談事業       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	51		【17 補助金 , 交付金等の取扱い】
34       スポーツ少年団       【16 公共的団体等の取扱い】         35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	32	学校施設の開放	3 市町の制度を再編し,合併時に統一する。
35       スポーツ振興審議会       新市において新たに設置する。         36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	3 3	体育指導委員関係	新市において新たに設置する。
36       スポーツ推進員       合併の前日をもって廃止する。         37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         37       関係団体等補助       【17 補助金,交付金等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	34	スポーツ少年団	【16 公共的団体等の取扱い】
37       関係団体等補助       【16 公共的団体等の取扱い】         37       関係団体等補助       【17 補助金,交付金等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少 年問題協議会)       合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている 団体       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	3 5	スポーツ振興審議会	新市において新たに設置する。
37       関係団体等補助       【17 補助金,交付金等の取扱い】         38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少       合併の前日をもって廃止する。         40       年問題協議会)       出資・補助等を行なっている       【16 公共的団体等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	36	スポーツ推進員	合併の前日をもって廃止する。
38       青少年相談事業       合併時に笠間市の制度に統一する。         39       法令等に基づく委員会(青少合併の前日をもって廃止する。         40       出資・補助等を行なっている【16公共的団体等の取扱い】         回体       【17補助金,交付金等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	2 7	関係団体等補助	【16 公共的団体等の取扱い】
39       法令等に基づく委員会(青少 合併の前日をもって廃止する。 年問題協議会)         40       出資・補助等を行なっている 【16 公共的団体等の取扱い】 団体         41       その他の文化振興策         現行のとおりとする。	57		【17 補助金,交付金等の取扱い】
39       年問題協議会)         40       出資・補助等を行なっている 【16 公共的団体等の取扱い】         団体       【17 補助金,交付金等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	38	青少年相談事業	合併時に笠間市の制度に統一する。
年問題協議会 )         40       出資・補助等を行なっている 【16 公共的団体等の取扱い】         団体       【17 補助金,交付金等の取扱い】         41       その他の文化振興策       現行のとおりとする。	3.0	法令等に基づく委員会(青少	合併の前日をもって廃止する。
40     団体     【17 補助金,交付金等の取扱い】       41     その他の文化振興策     現行のとおりとする。		年問題協議会)	
団体     【17 補助金,交付金等の取扱い】       41     その他の文化振興策       現行のとおりとする。	4.0	出資・補助等を行なっている	【16 公共的団体等の取扱い】
	40	団体	【17 補助金,交付金等の取扱い】
4 2         その他の負担金支出団体等         【 1 6 公共的団体等の取扱い】	4 1	その他の文化振興策	現行のとおりとする。
	4 2	その他の負担金支出団体等	【16 公共的団体等の取扱い】